

樣式1-1

平成30年度第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【特定工種に関する横断的な分析】 ・意見等なし</p> <p>【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし</p> <p>【談合情報について】 ・意見等なし</p> <p>【抽出事案の審議】 1 工事 1)一般競争入札 「上信越自動車道 信濃妙高舗装工事」 ・意見等なし</p> <p>2)条件付一般競争入札 「北陸自動車道 H30上越管内舗装補修工事」 ・1)と2)の工事は、工種が同じ「舗装工事」であるが、入札参加者数や入札参加者に違いが表れている原因はあるのですか。 ・施工体制確認型総合評価落札方式における手続きについて教えてください。</p> <p>・入札後に2者が不適となつた理由を教えてください。</p>	<p>・4車線化の舗装工事と通常の舗装補修工事では工事内容の違いや規模や規制の方法に違いがあるため、それぞれ入札参加者が持つ技術的能力や各々の会社の体力などで工事内容により参加する工事に違いが出たものと考えます。</p> <p>・開札後に契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める施工体制確認資料に基づき、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実効性・施工体制確保の確実性の向上につながるか確認するためのヒアリングを実施した結果により施工体制を評価し技術評価点を算出。その評価点に価格評価点を加算し、もつとも評価点が高かった者を落札者として決定するものです</p> <p>・今回の落札方式は入札後に施工体制を確認する施工体制確認型総合評価落札方式によるものですが、不適となつた2者は施工体制確認資料の提出がなかつたため不適となつたものです。</p>

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・施工体制確認型総合評価落札方式の手続きフローによると調査基準価格を上回っている場合は評価で10点満点がつくが、調査基準価格を下回った場合においては、施工体制の確認の資料を求め施工体制が不適とならないケースでも満点の評価をしない理由について教えてください。</p>	<p>・この施工体制確認型総合評価落札方式はダンピング受注による工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの防止を目的に国土交通省が導入した制度を参考に当社においても同様の方針のもと、実施しているところです。</p>
	<p>3)拡大型指名競争入札 「北陸自動車道 上越管内立入防止柵設置工事」</p> <p>・東日本高速道路株としての動物侵入対策方針について</p> <p>・拡大型指名競争入札における辞退者が多い理由を教えてください。</p> <p>・本工事の入札に関し、入札金額にバラツキがある理由をどのように考えますか</p>	<p>・地域により対策は異なるが、建設段階ではけもの道なども調査し、専用通路を設けたりフェンスを設置するなどの対策を実施しています。また、管理段階では動物の侵入状況を確認して一般的にはフェンスの嵩上げなどの対策を実施しています。</p> <p>・拡大型指名競争入札方式は、一般競争入札ではありますが、公募と併せて当社が設定した競争参加資格要件(指名基準)を満たす者を全者指名する方式ですので、指名された者の技術者の確保や手持ち工事等の関係で辞退されているものと推測しています。ただ当社としては当社の発注を多くの有資格者に知って頂き、少しでも入札不調を防ぐことを目的に実施しているところです。</p> <p>・立入防止柵の設置工事であり、資材調達能力が会社毎に異なることによるものと推測されます。</p>
	<p>4)随意契約方式 「北陸自動車道 親不知海岸高架橋外波西耐震補強工事」</p> <p>・意見等なし</p> <p>2 調査等</p> <p>「湯沢管理事務所管内 改良施工管理業務」</p> <p>・参加表明書提出者のうち1者が不適となった理由を教えてください。</p>	<p>・当社が求める競争参加資格のうち「企業の実績」、「管理技術者の経験」に関する実績が提出された参加表明書の添付資料では確認できなかつたためです。</p>

【別 紙】

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	3 物品・役務 「選出なし」	
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <p>・本日審議しました案件については、適正に処理されています。</p> <p>・入札不調率が低下している傾向にあるということも非常に良い傾向で、継続した入札不調対策への取り組みをお願いします。</p> <p>・審議対象期間において、他機関での官製談合防止法違反事案で競争参加資格停止措置が実施されていますが、ネクスコ東日本の発注において官製談合防止法違反を起こさないように、今後も適正な対応を継続していただくようお願いします。</p>	